兵庫県公報

令和6年11月5日 火曜日 第 564 号

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示 ○ 有害興行の指定(男女青少年課) ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) ○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課) ○ 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧(住宅政策課)	1 1 2 2
公告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告(税務課)	3
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧(林務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要(同)	6
○同 上(同)	6
〇同 上(同)	7

告示

兵庫県告示第988号

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者 兵庫県副知事 服 部 洋 平

指定	理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、 又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧 させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。			
種	別	名称	制作・配給会社		
映	画	ディープレズビアン とろける蜜液	新東宝映画		
映	画	テリファーO (原題)ALL HALLOW'S EVE	プルーク		

兵庫県告示第989号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。 令和6年11月5日

> 兵庫県知事職務代理者 兵庫県副知事 服 部 洋 平

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地 番
上王子	西脇市		上王子町	小 丸	143番19の一部、143番21の一部、143番30の一部、143番32の一部

兵庫県告示第990号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

^^^^^

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 施行者の名称

西宮市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画下水道事業 西宮市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 昭和33年4月1日から平成37年3月31日まで 変更後 昭和33年4月1日から令和12年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

兵庫県告示第991号

空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(令和4年兵庫県条例第22号)第10条第2項の規定により、次の空家等活用促進特別区域の指定の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この空家等活用促進特別区域内の土地及び建築物の所有者又は管理者、この空家等活用促進特別区域 内の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について知事に意見書を提出することがで きる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部住宅政策課に提出すること。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

- 1 空家等活用促進特別区域の名称
 - 洲本市城下町地区
- 2 空家等活用促進特別区域に指定する土地の区域

洲本市本町一丁目、本町二丁目、本町四丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町七丁目、本町 八丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、海岸 通一丁目及び海岸通二丁目の全部

- 3 空家等活用促進特別区域の指定の案の縦覧場所
 - 兵庫県まちづくり部住宅政策課及び洲本市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間

令和6年11月5日から同月19日まで

公告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。 令和6年11月5日

> 兵庫県知事職務代理者 兵庫県副知事 服 部 洋 平

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A307753	令和8年7月25日	洲本市	淡路県民局	令和6年8月

地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項及び第5項の規定により、円山川地域森林計画の樹立、加古川地域森林計画の一部変更及び揖保川地域森林計画の一部変更をするので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者 兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 樹立及び一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
円山川地 域森林計 画の樹立	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部変更	< 神明西洲芦加西宝三高川小三加丹丹南淡加猪多稲は一方市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	令和4年4月1日から 令和14年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地 域森林計 画の一部 変更	< 揖保川森林計画区> 姫路市 相生市 たででででできます。 たででできます。 神川町でででできます。 本来ででできます。 神川町ででできます。 本の市 本来ででできます。 神川町ででできます。 本の市 本の市 本の市 本のでできます。 本のでできます。 本のでできます。 本のでできます。 本のでできます。 本のでできます。 を用いていている。 を用いている。 を可いている。 を可いてのでしる。 を可いている。 を可いている。 を可いている。 を可いている。 を可いている	令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで	兵庫県農林水産部林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所 西播磨県民局光都農林振興事務所

2 縦覧期間

令和6年11月5日から同年12月4日まで

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 太子南ショッピングタウン

所在地 揖保郡太子町蓮常寺字豆田281-2

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社フジ愛媛県松山市宮西一丁目2番1号山 口 普ウエルシア薬局株式会社東京都千代田区外神田二丁目2番15号田 中 純 一株式会社うかいや揖保郡太子町東出262番地の1朝 生 美 徳

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称住所代表者の氏名ウエルシア薬局株式会社東京都千代田区外神田二丁目 2番15号松 本 忠 久

外2者 イ 変更後

 名称
 住所
 代表者の氏名

 ウエルシア薬局株式会社
 東京都千代田区外神田二丁目 2番15号
 田 中 純 一

外2者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平 尾 健 一 ウエルシア薬局株式会社 東京都千代田区外神田二丁目2番15号 松 本 忠 久

外1者

イ 変更後

名称 住所 代表者の氏名

株式会社フジ愛媛県松山市宮西一丁目2番1号山 口普ウエルシア薬局株式会社東京都千代田区外神田二丁目2番15号田 中 純 一

外1者

4 変更年月日

令和6年3月1日

5 届出年月日

令和6年9月17日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年11月5日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和7年3月5日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン三木店

所在地 三木市大村字砂163ほか

- 2 法第8条第1項の規定により三木市から述べられた意見の概要
 - (1) 今回の変更により、残存駐車場には従前以上の利用が予想されることから、状況に応じて交通誘導員を配置するなど、周辺道路における渋滞発生対策や安全対策を講じること。
 - (2) 廃棄物の保管場所の位置や構造を変更する場合、廃棄物の処理後又は処理のために搬出されるまでの間、廃棄物を適切に管理し散乱等を防止するとともに、悪臭や衛生上の問題、廃棄物の搬出作業に伴う騒音により周囲に与える影響を最小限のものとすること。
 - (3) 廃棄物に係る事項で周辺との問題が生じた際には、責任を持って対応すること。
 - (4) 駐車区画の変更や附属施設又は設備等の配置の変更を行う場合、騒音の防止又は緩和の視点から配慮してこれを行うこと。特に、住居に面している方向には、騒音の発生源を極力配置しないこと。
 - (5) 敷地内での自動車騒音について考慮し、誘導員による交通誘導、アイドリング・クラクション・空ぶかし等に係る注意喚起、青少年等の蝟集防止のため警備員による巡回等必要な措置を講じること。
 - (6) 騒音に係る事項で周辺との問題が生じた際には、責任を持って対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年11月5日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者

兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) コーナンPRO川西加茂店

所在地 川西市加茂五丁目28番1ほか

- 2 法第8条第1項の規定により川西市から述べられた意見の概要
- (1) 工事着手前に地元自治会、付近住民等に対し、説明を十分に行われたい。
- (2) 工事敷地内の事故等により環境への影響が著しいものとなるおそれがある場合、直ちに環境政策課に通報するとともに、その影響を防止し、速やかに復旧するよう努められたい。
- ③ 工事車両の通行等について、通行経路周辺の民家等に対して、騒音・振動等の影響を軽減するよう努め

られたい。

- (4) 事業系のごみについて、事業者の責任において適正に処理されたい。
- (5) 事業系ごみの減量(事業系一般廃棄物減量化計画書の提出等)やリサイクルの推進、クリーンアップ活動への参加に協力されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年11月5日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

^^^^^^

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月5日

兵庫県知事職務代理者 兵庫県副知事 服 部 洋 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) 柏原パーク

所在地 丹波市柏原町柏原字下シゲキ2872番1ほか

- 2 法第8条第1項の規定により丹波市から述べられた意見の概要
 - (1) 来店者への来退店経路と出入口の出入庫の方法については計画どおり厳守し、敷地内掲示や案内看板、広告チラシ等により繰り返し周知徹底を図ること。
 - (2) 繁忙時には、駐車場出入口及び通学路など交通安全上重要な地点に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な経路の誘導と出入庫の対策を講じること。
 - ③ 駐車場の出入口は、小中学生等の通学路となっているため、開店後において新たな危険箇所を確認した場合は、随時適切な安全対策を講じること。
 - (4) 市全域が騒音・振動の規制区域であるため、附帯設備等が関係法令の対象施設に該当する場合は、係る手続を行うこと。
 - (5) 廃棄物をクリーンセンターに搬入する場合は、事前に廃棄物排出計画書を提出すること。
 - (6) 発生した廃棄物は、地域のごみステーションに出さないこと。
 - (7) 食品リサイクル率向上のため、動物性残さ(魚のあら等)のリサイクルを検討すること。
 - (8) 周辺住民等の苦情に対しては、誠意を持って迅速に対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年11月5日から1月間